

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
1	<p>46 ページに検査官へのフリーアクセスの付与とあるが、事業者のエスコートなく 24 時間いかなる時も発電所に立ち入ることができるようにする制度には反対。</p> <p>検査官が脅威者になる恐れがある。</p> <p>例えば、経済的に困窮している検査官が、悪意あるものに唆され報酬と引き換えによからぬことをする、巡視と言いながら入域し、防護措置を監視し、反社会勢力に情報を売り渡す、酔っ払ったまま入域し、設備をいじくりまわしたりすることなど種々なことが考えられる。</p> <p>他方、事業者には、内部脅威者対策を実施するように規則改正が行われている。</p> <p>しかしながら、検査官は対象外であり、チェックを受けることがない。</p> <p>検査官は公務員だから行わないのか？</p> <p>公務員は脅威者にならないのか？その根拠は？</p> <p>すでにエスコートフリーの運用はされているみたいだが、現行はどのような理由で脅威者ではないと判断しているのか。</p>
2	<p>中間取りまとめの p 13 下段</p> <p>1. 「監視・評価の結果、規制基準への適合性が十分確認されていない等、保安活動に不十分な点が見付かった場合は、その安全への影響度、是正による効果などを評価し、必要に応じ柔軟に行政上の措置を講じる仕組みとすること」との表記がございますが、「柔軟」ではなく、「適切」もしくは「言葉なし」と表現され方が良いと考えます。（行政上の措置が柔軟と受け止められる可能性があるため）</p> <p>2. 事業者活動の中には「業務の仕組みはおかしくなっているが、安全は担保出来ている場合」と「業務の仕組みはおかしくないが、安全の担保が出来ていない場合」があると考えます。これらを正しく評価、特定する為に 1 と同様の文中の「必要に応じ」との表記があると思うのですが、具体的に「従来の検査手法を使って検査を行う」「施設検査の再検査」等のオプションがあるうると、本取りまとめのトーンダウンにならない程度に加筆されてはと考えます。（本意見が中間取りまとめでの報告範囲から外れる場合、別欄に同様解釈表記がある場合、私の考えと取りまとめの方向が違う場合は、本件取り下げます。）</p>
3	<p>II. 現在の検査制度 3. 発電用原子炉施設の検査制度（p 3）について</p> <p>検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）では、現在の発電用原子炉施設の検査制度は『溶接検査、定期検査については、規制機関が行う検査と事業者が行う検査が混在しており』としているが、発電用原子炉施設の溶接検査については、原子炉等規制法 43 条の 3 の 13 により、規制機関＝安全管理審査、設置者（事業者）＝溶接事業者検査と明確に区別されており、「混在」は規制機関である NRA の誤った認識である。このような誤った認識は「審査」と「検査」の混同によって生じたものであり、今まで実施された NRA の誤った認識による原子炉等規制法 43 条の 3 の 13 の審査は、法規定に適合したものとは言えず、全ての審査をやり直す必要があると考えます。</p> <p>また、このような「審査」と「検査」を混同した認識の下に進められた検査制度の見直しは、不十分であり「審査」と「検査」の認識を検討チームメンバーで統一した上で検討をやり直す必要があると考えます。</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>【該当箇所抜粋】</p> <p>II. 現在の検査制度</p> <p>3. 発電用原子炉施設の検査制度</p> <p>施設の設置から運転開始後の各段階において、規制機関が施設の基準への適合性等を確認するものとして、使用前検査、燃料体検査及び施設定期検査が設けられ、事業者の保安活動を確認するものとして、保安検査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査が設けられている（溶接安全管理審査及び定期安全管理審査は、事業者が行う溶接事業者検査と定期事業者検査の実施体制を規制機関が確認するもの）。これらの検査についてはその対象、実施時期等が法律に規定されている。</p> <p>また、溶接検査、定期検査については、規制機関が行う検査と事業者が行う検査が混在しており、国内で製造された燃料体に対する検査は、施設を運用する発電用原子炉設置者ではなく燃料体製造事業者が検査を受ける運用となっている。</p>
4	<p>検査制度の見直しには賛成だが、規制委員会ができたことにより、検査を行う人間がすべて2、3年で異動する役人になり、しっかりとした検査ができるか疑問である。</p> <p>過去に国の代わりに検査を行っていた発電技研や原案センター、基盤機構といった検査を専門に行う人材がいない組織でどのように検査官を育成していくか、この検査制度の見直しの最終報告時に報告をしてほしい。</p> <p>新卒で入った新人が検査専門で教育されていくとは思えないので、報告があっても、NRCと同様な教育プログラムを実施することで能力向上を図るとか、民間からの上がり人材でカバーするとかそういう回答になるのかな。</p> <p>そもそも2、3年で異動する役人にしっかりとした検査ができるとは思えない。</p>
5	<p>中間取りまとめ（案） p 16 記載の「事業者の一義的責任の徹底」に対する意見</p> <p>溶接に対する事業者の一義的責任は設置する溶接構造物に対して求められるものであり、溶接施行工場（発電用原子炉施設の場合は溶接施工工場）に帰属する溶接の方法（溶接士の技能を含む）については、下記理由のとおり核燃料施設等及び発電用原子炉施設とも国認可または公的機関認証とする</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>ことを要望いたします。</p> <p>（理由）・溶接の方法、溶接士の技能に対する溶接検査としては、(1)新規に取得する場合 (2)取得した溶接の方法、溶接士の技能を溶接構造物に適用して溶接する場合 の二つがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この内(1)で新規に取得した溶接の方法、溶接士の技能は溶接施行工場に所属し、不特定多数の事業者向けの溶接構造物に適用するため、溶接施行工場が維持・管理しているものであり、不特定多数の事業者が維持・管理するものではない。 ・事業者の一義的責任については、(2)の溶接の方法、溶接士の技能を溶接構造物に適用する際に実施する溶接検査にて担保される。 ・溶接士の技能については、(2)による溶接検査において、ボイラー及び圧力容器安全規則 第104条に基づき都道府県労働局長から免許が与えられた溶接士、日本溶接協会の評価試験に合格した溶接士等の公的機関による溶接士の技能資格を取得した溶接士による溶接実施が認められている。 ・また、同様に規制機関が実施する検査で公的機関による資格の適用が認められているものとして、核燃料施設に対する検査や発電用原子炉施設に対する使用前検査の検査項目の一つである非破壊検査の際の日本非破壊検査協会が認証した非破壊試験技術者資格がある。 ・核燃料施設等及び発電用原子炉施設を運用する不特定多数の事業者の溶接構造物に適用する溶接の方法、溶接士の技能は、溶接施行工場が取得した公的機関の認証による資格とすることが事業者の関与がない客観性を有した最も適切な方法である。・以上のことから(1)の新規に取得する場合の溶接の方法、溶接士の技能については、核燃料施設等及び発電用原子炉施設とも国認可または公的機関認証とすることが最も適切な方法である。 <p>（p16 該当箇所抜粋）</p> <p>V. 法律により構築すべき新たな枠組み</p> <p>1. 事業者の一義的責任の徹底</p> <p>（2）認可の取得、検査の実施に係る主体の一本化</p> <p>核燃料施設等の溶接については溶接の方法を、発電用原子炉施設において使用する燃料体については燃料体の設計を、それぞれ認可する際に基準への適合性を確認している。これらの認可は、その後の溶接検査又は燃料体検査を受けようとする者が申請するものとして、一般的には、当該施設を運用する事業者ではなく溶接事業者等や燃料製造事業者が申請者となっている。今回の見直しにおいては、基準への適合性確認を事業者に義務付けるのに合わせて、燃料製造事業者や溶接事業者等が主体となっている燃料体の設計、溶接の方法に係る認可、検査に係る手続を、原子力施設を運用する事業者が主体となるものに変更する。</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>中間取りまとめ（案） p 17 記載の「ただし書」に対する意見</p> <p>2. 新たな監視・評価の仕組みの導入説明の記述で【事業者の体制等を確認している検査等】として以下4件を列記しているが、溶接安全管理審査の（ ）内でただし書きしている「5. 3で記述している確認として扱うもの。」とはどこの記述を示すのか不明である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接安全管理審査（第43条の3の13第3項）（ただし、5. 3で記述している確認として扱うもの。） ・定期安全管理審査（第43条の3の16第4項） ・保安検査（第43条の3の24第5項、第22条第5項等） ・核物質防護検査（第43）
6	<p>今後の溶接安全管理審査及び溶接検査の見直しにあたっては、平成28年7月13日に開催された経済産業省 産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会（第13回）での「発電用火力設備に係る安全管理検査制度の見直しの検討状況も踏まえた検討をお願いしたい。</p>
7	<p>詳細を定めるべき事項</p> <p>3. 行政上の措置の効果的な適用に関する事項（P21）</p> <p>事業者の提出したデータ・資料他に改ざん、隠蔽、ねつ造等があった場合があった場合は、事業責任者に刑事罰を科すべきである。理由：本「検査制度の見直しに関する中間とりまとめ（案）」にも記載（p3）されている通り、事業者のデータ改善体質は目を覆うばかりである。ここに挙げられているのは、氷山の一角とあってよく、つい最近では「もんじゅ」におけるデータ改ざんが大量に発覚した。これらは、犯罪行為であり、単に手数料の増額といったレベルの問題ではない。事業者が意図的に改ざんしているとみなさざるを得ず、これらの事態を招いた事業者の責任者は、刑事罰を負うべきと考える。すでに、日本版SOX法といわれる「金融商品取引法」では、内部監査を不適切に行った場合、その企業の責任者に刑事罰が科せられると規定されている。今までの事業体の姿勢を見る限り、本検査制度でも、そのレベルの規定が必要であると考えられる。</p>
8-1	<p>IV. 新たな…考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の取り組み 2. 規制機関の役割 <p>基準適合確認の移管、p.13~14</p> <p>許認可または規制基準への適合確認を事業者の責任で行い、規制機関は節目となる段階で要件の確認を行うとのことですが、例えば使用前検査は下記のように変更となると考えて良いのでしょうか？</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>これまでの使用前検査 事業者の事前確認⇒規制機関による検査 (これまでも事業者は事前確認を実施しているはず)</p> <p>見直し案の使用前検査 事業者による検査⇒規制機関による要件確認</p> <p>これまでと見直し案の検査方法で具体的に作業が変わる部分はどういう部分かが記載された内容からは読み取れません。単に規制機関の責任を事業者に移すだけで作業は変わらないのでしょうか？</p> <p>事業者での検査が規制機関での検査に劣らないと言う事をどの様にして担保するのでしょうか？</p> <p>これまでの使用前検査で事業者が事前確認した状態に対し、規制機関による指摘は1回の検査に対して何件くらい有ったのでしょうか？もしこれまで、一定数の指摘があったなら、今後の規制機関の要件確認はこれまでの水準より落とす事はできないと考えます。</p> <p>具体的に、規制機関の要件確認において、どこまで立会いでどこまで記録確認か等を定める事はしないのでしょうか？全てを詳細に決めてしまう事はIAEAの指摘にも有った様に柔軟性の低下を招く危険が有ると思われますが、最低限の方針は決めておくべきかと考えます。</p> <p>見直し案により、基準への適合性確認の責任が規制機関から事業者に移ったとして、節目の段階規制で規制機関も不適合を見落としてしまった場合、規制機関にはその責任も無いのでしょうか？仮に無いとした場合、規制機関の責任とは何でしょうか？</p> <p>IV. 新たな…考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の取り組み 2. 規制機関の役割 3. 透明性、予見性の確保 <p>基準適合確認の移管、p.13～15</p> <p>許認可または規制基準への適合確認を事業者に移管しても安全性が保たれるためには、透明性を確保する必要が有ることが記載されていますが、具体</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>的には検査結果の一般への公表、パブコメ募集等、一般の意見が適切に反映される必要が有ると考えます。使用前検査等についても結果を公表し、パブコメを募集する事として下さい。</p> <p>なお、現在の規制庁のパブコメに対する回答、処置は、コメントに対するものと言うより自らの理論を再度押し付ける事例が数多く見られ、広く一般の意見を取り入れる有効な手段になっていないと考えます。今回のパブコメも指摘が有ったものはコメントに対応した回答、処置を行い、再度パブコメを募集して下さい。</p> <p>また、透明性確保の一環として、事業者による責任のルール化見える化が必要であり、具体的には検査に対する運用マニュアルの作成、公開が必要と考えます。</p> <p>これらの情報公開やそれに対する意見の反映は規制機関の責任であり、十分でない場合、罰則も設けることが必要と考えます。</p>
8-2	<p>IV. 新たな…考え方 1. 事業者の取り組み</p> <p>2. 規制機関の役割</p> <p>基準適合確認の移管、p.13～14</p> <p>許認可または規制基準への適合確認を事業者に移管しても安全性が保たれるための方法として、罰則が挙げられていますが、具体的にはどのような罰則が考えられるのでしょうか？</p> <p>(V4. 行政上の措置の整備では課徴金制度は適当でないとしています。)</p> <p>単なる是正処置を施すまでの運転不許可でなく、例えばこの先何か月の再申請禁止(実質的な運転不許可)等踏み込んだ罰則であれば、これまでの規制機関による検査よりも不適合に対する抑止効果は高まるものと考えます。</p> <p>V. 法律により構築すべき新たな枠組み</p> <p>1. 事業者の一義的責任の徹底溶接、燃料体、p.16～17</p> <p>輸入燃料、輸入溶接品の今後の取扱いはどのようになるのでしょうか？また、燃料体の設計、溶接方法の型式認証について記載されていますが、設計、方法を型式ごとに認定したとしても、できたものが規定された通りにできているかの検査は必要と考えます。</p> <p>V. 法律により構築すべき新たな枠組み</p> <p>2. 新たな仕組みの導入フリーアクセス、p. 17～18</p> <p>規制機関の職員はいつでも、立入、書類等の検査、質問、試料の要求ができる旨の記載が有りますが、p11でIAEAから指摘を受けている「フリーアクセスの法的規定」がなされると言う理解でよろしいのでしょうか？また、エスコートフリーについての法的扱いも同様でしょうか？</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
9	<p>VI. 詳細を定めるべき事項</p> <p>2. (2) リスク情報の活用と安全確保の実績の反映 リスク情報の活用、 p. 20</p> <p>リスク情報の活用とは具体的に何をを行い、どう安全に寄与するのでしょうか？例えばリスクが許容値ギリギリの項目を抽出し優先して改善することを想定しているのでしょうか？具体例を挙げて説明をお願いします。</p> <p>リスクゼロはあり得ず、原発を使うと言うことは、どこかで線を引いてそのリスクを許容するということになると思いますが、その許容したリスクが現実になってしまった場合、被害を受けるのは周辺住民であり、国民です。つまり、リスクを背負うのは周辺住民、国民であり、そのリスクを許容できるかどうかを決めるのも周辺住民であり国民であるべきです。従って、リスク情報の活用(リスクインフォームド)と言うなら、まずリスクの算定式とその根拠(特に発生確率の具体的根拠)、事業者が国民に許容を求めるしきい値(定量的安全目標?)を国民に公表する必要があると考えます。具体的には確率論的リスク評価を用いることと思いますが、原子力規制委員会では、福島第一発電所事故の 1/100 の規模の事故を 1 炉当たり 100 万年に 1 回以下の発生に抑える事を目標にしており、逆に言えば、100 万炉年に 1 回程度まで確率が低ければ許容することになります。この確率計算は、地震等要因発生の確率、ひとつひとつの装置や計器の故障率、冗長度合、メンテナンス頻度等から計算されると考えますが、これらの計算根拠が正しくなければ(例えば福島第一は津波高さ 15m を試算していたもののこれを適用していませんでした)、その確率は意味が有りません。このため、確率計算の根拠となる事象は全て公表し、また最悪ケースを適用する必要があると考えます。このことを踏まえ、まずは稼働中の原発についての確率論的リスク評価を見直し、許容目標値と共に公表して下さい。</p> <p>VI. 詳細を定めるべき事項</p> <p>2. (2) リスク情報の活用と安全確保の実績の反映</p> <p>安全確保の実績の反映、 p. 21 保安確保の実績の反映とは具体的にどういうことでしょうか？事業者の保安活動の状況に応じて、罰則を科したり、検査を緩めたりということでしょうか？規制機関は事業者自らの是正処置に対して内容を精査し、さらに深い問題が隠れていないか、または隠されていないかを確認する必要があると考えます。また、事業者が保安活動の質を高めれば規制も緩めるが、改善がないなら厳しくし、その分手数料も増やすならば、そのしきい値、判断基準をどこに持ってくるかが運用の要であり、これを公表する必要があると考えます。PI(安全実績指標)は、事実を元に指標としているので、是非完全に公表すべきと考えます。</p> <p>VI. 詳細を定めるべき事項</p> <p>4. (2) 事業者から規制機関への情報の提示ピアレビュー、 p. 21</p> <p>事業所間でお互いに訪問しチェックしあうピアレビューは、守秘義務の観点から情報公開には考慮が必要と思われませんが、一般に対してもできる範囲</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>で公開して頂ければと思います。また、非常にいい取り組みだと思いますので、ぜひ継続し、更には海外の同業者とも実施するべきと考えます。</p> <p>VII. 今後のスケジュール試運用、p. 23～24</p> <p>まず法を改正し、その後、試運用を実施することなのですが、具体的にどの様な方法でテストするのでしょうか？検討チーム会合の中で「完全なものにしてスタートするより、まず始めて作り込んでいく」旨の発言がありましたが、その過程でこれまでより検査が緩いことは有ってはならず、新しい検査方式がこれまでより安全であることが証明されるまで、従来の方式も併用して確認していく必要が有ると考えます。</p> <p>IX. 用語集コーナーストーン、p. 28</p> <p>コーナーストーンとは 7 つの基本分野のことを指すと考えますが、記載されている内容はコーナーストーンの説明と言うより、コーナーストーンの使われ方になっているため、修正が必要です。</p>
10	<p>V. 法律により構築すべき新たな枠組み</p> <p>4. 行政上の措置の整備検査官の権限、p. 18～19</p> <p>IAEA より指摘の有った不十分な運転性能の場合でも停止する権限を有することになるのでしょうか？同様に IAEA の指摘である、文書化された執行方針を定義しているのでしょうか？</p> <p>現場での検査官に必要な是正指示権限を与えることになるのでしょうか？また、重大な安全違反に対しては停止命令権限を与えることになるのでしょうか？</p> <p>一方で、規制機関担当者の権限強化により贈収賄が横行しない様、監視体制強化や最長赴任期間の設定等を実施する必要が有ると考えます。</p> <p>また、検査官の権限が大きくなるに従って検査官の意識が相当程度重要になります。規制機関は検査官に対する研修の中で、福島第一原子力発電所での実地研修ならびに、福島第一原子力発電所事故の被災者との直接の対話を必修とする様、検討して下さい。</p> <p>V. 法律により構築すべき新たな枠組み</p> <p>4. 行政上の措置の整備検査官のバラつき、p. 18～19</p> <p>検査者によりバラつきが出ることはやむを得ませんが、それを適正な範囲内に収めることは規制機関の責任として必要と考えます。具体的には、下記の例が挙げられると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 検査官の研修、能力検定を実施する。 2) 単独での検査でなく、複数で検査に当たる。

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>3) 検査の結果を本部で収集し、必要に応じ、さかのぼって是正する。</p> <p>4) 検査の結果を一般に公開する。また、意見募集する。</p> <p>また、検査官による一定のバラつきが生じて安全側に判断できる方針、指標等が必要と考えます。例えば、重大な不適合の疑いが有り停止の上検査させたが、結果としてその様な不適合がなかったとしても、検査官の責任とせず、疑いを払拭できなかった事業者の責任とする等。</p> <p>V. 法律により構築すべき新たな枠組み</p> <p>4. 行政上の措置の整備課徴金制度、p. 19</p> <p>規制を遵守しないことにより不当な利益を算定することの実現可能性が低く、停止命令が経済的制裁の効果を有するため、課徴金制度は適当でないとしていますが、規制を遵守せずに動かそうとした場合はその通りですが、既に規制を遵守せずに発電し得た利益については課徴金として納付する必要があると考えます。具体的な利益の算定は、原発の発電割合と売電の売上の積で概ね求まると考えますし、アメリカで課徴金制度が有るのなら算定基準が有るはずで、つまり、算定は可能/不可能で言うところでは可能であり、その厳密性を問題にしているのであれば、算定方法が明確で一定の根拠があれば厳密に利益と一致する必要は無く、罰則として成り立つと考えます。また、事故時には、事業者の賠償金額に上限が設けられており、これを超えた部分は国民が税金として負担しています。これはすなわち罰則を軽減していることに他ならず、本来は返済に時間がかかろうとも事業者が上限無く負担すべきです。現実問題として上限を設置せざるを得ないなら、なおさら、事故が起こらぬ様に規則を遵守しない場合の罰則は厳しくあるべきです。</p>
11	<p>3. 現在検査制度が抱えている課題 8ページ</p> <p>「現在の検査制度が抱えている課題」として、検査の手続き上の問題ばかりが挙げられているが、検査の隠ぺいが事業者によって行われた数々の事例や、検査官が不適合事例の報告を拒否した事例などをどう改善していくかということを深刻に反省して、その解決に向き合うことをしなければ、単なる作文に終わるであろう。</p> <p>8月4日付「中間とりまとめ（素案）」p.1によれば、2007年9月のIRRS勧告を見送り、今回2016年1月に勧告を受けてこの見直しに至ったようであるが、このような重要な問題において、きわめて消極的かつ他律的な動きしか見られないようであれば、規制機関の姿勢として不十分である。</p> <p>自発的な改善動機が必然的に起こるべき理由は過去に多数発生しているが、その一例として、過去の不祥事の一端をかいつまんで記載する。</p> <p>1. 1986年、GEの検査技術者ケイ・スガオカ氏が、蒸気乾燥器の取り付けが180度逆向きであったこととクラックが多数存在することを報告したが東電から、取り付け方向間違いの記述は削除を、ひび割れのビデオは消去を求められて、それに従った。スガオカ氏は2000年に通産省へ内部告発した。</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>スガオカ氏が告発したのは2件だけであったが、その後の調査で福島と新潟の3原発をあわせて29件のトラブル隠しが判明した。この一連の「点検データ改ざん事件」の記録を見ると、関わった東電の社員は約100人に上り、本社原子力管理部の幹部（取締役を含む）数名と3原子力発電所の現場担当者など社員30～40名が組織的に行っていた。原子力安全保安院によれば、自主点検報告書の虚偽記載は1987年～1995年に29件、シュラウドのひび割れなど記載しなかったケースが9件、法令違反が多数あった。保安院が東電となれ合いになって、事実を知った後も隠ぺいに加担したいきさつは周知の通りである。</p> <p>2. 1970年代に通産省の検査官は、傷の存在（インディケーション）を記載することすら拒否して、隠ぺいを強制した。検査側を担当する規制側に不適合を隠ぺいしようという意思が働いていることをどう克服するのか。例：笛木健右氏の証言、藤原節男氏の事件</p> <p>3. 現在検査制度が抱えている課題（つづき） 8ページ</p> <p>検査業務の中に、規制当局と事業者の間に、プレ・インスペクション・ミーティングを緻密に行って、検査計画書の検証を緻密に行う必要がある。具体的には、関西電力美浜3号機で発生した2次系冷却水配管の破断事故のような、本来確実に検査すべき箇所が検査対象から漏れていないか、という確認が、微細な傷の有無の議論よりも優先度ははるかに高い意味をもっているからである。この事故ポイントは、意図に反してリストの記載漏れがあって、建設時以来一度も検査が行われなかったのである。</p> <p>1) 検査ポイントの選択は無数の劣化ポイントの中から選択される。その中から重篤な劣化が予想されるポイントを選ぶのであり、それを間違いないで行うためには、建設時の納入機器・資材の弱点、建設工事における施工結果の弱点、および運転中に発生する外力や腐食などによる弱点を知悉している必要があること。それらの無数の劣化ポイントの中から、的確に優先する劣化ポイントを漏れなく選択する必要があること。</p> <p>2) 建設結果の完成図面が、正確に作成され、原図がつねにUpdateされていなければ、そもそも適正な検査計画の作成が不可能であること。そして、日本の原発プラント建設実務においては、何らかの理由で事業者も元請会社も最終的に正確な完成図面を作成するという当然の職業的慣習を履行していない。この事件事例における関西電力の事実関係を記した表を見ると、関西電力は三菱重工業に丸投げして自社では確認していないこと、1996年（平成8年）以後は図面管理を下請会社の日本アームに移管しているが、日本アームは登録漏れを関西電力に報告していないことが記載されている。報告していないというのは、日本アーム側の責任というよりは、関西電力側にそれを受け止める責任意識が希薄だったのではないかと疑われる。</p> <p>3) この結果、関西電力も、三菱重工業も、日本アームも、正確な完成図面に基づいた検査計画書を作る条件を満たしていなかった。</p> <p>4) 上記のようなプラント管理の現状を踏まえて、1次および2次冷却材など、高温高圧の熱水や水蒸気を通す負荷の大きい配管系の検査計画を確認するプレ・インスペクション・ミーティングにおいては、机上で図面を確認するだけでなく、現場でラインチェックおよび検査箇所確認も併</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>せて行うという作業に規制当局が立ち会うことが必要である。 規制当局は、それらの業務を遂行するに必要な専門性と人的体制を整える必要がある。</p>
12	<p>4. 新たな考え方 1. 事業者の取り組み 一義的責任 13 ページ 「一義的責任が事業者にあることを徹底し、云々」とあるが、規制機関の役割は何か。また、規制機関はどのような責任を負うのか。この文面では、規制機関の役割が従来より減って行くという方向だけに読める。また、規制機関の責任については何も触れていない。</p> <p>4. 新たな考え方 1. 事業者の取り組み 一貫した規制思想 13 ページ 「一貫した規制思想を適用する、云々」と書いてあるが、「規制思想」とは何か？さらに、「一貫した規制思想」あるいは「一貫しない規制思想」とは、どのような事例を指すのか？</p> <p>4. 新たな考え方 1. 事業者の取り組み 事業者の活動状況の透明性 14 ページ 「事業者の活動状況の透明性」というのは、規制機関に対してか、それとも国民に対してか？ 現状では、保安検査活動も検査報告書も公開されていない。それがどのように改善されるのか？ 事業者側の検査者（具体的には元請会社の検査者かも知れない。そのときは、直接検査者や事業者の監督者）の署名捺印、日付、および規制機関の立会者の署名捺印、日付が入った検査報告書がインターネット上で公開されるべきである。理由：現在公開されている各種の設計資料（新規制基準適合性審査用の書類や工事計画審査資料など）はどれも、作成者・照査者・承認者の名前や日付が無くて、フィクションに過ぎない。</p> <p>以下、文献から引用する（『科学』Vol. 86, No. 6 (2016) p. 610「日本の原子力安全を評価する」）。「日本において、署名が黒塗りされた解析書や検査記録が公開されることがあるが、その価値はフィクションと同程度のものとなる。PA (Personal Accountability、個人的な責任遂行能力) を覚悟して作った文書の署名、黒塗りにされなければならない理由があるはずはなく、黒塗りは、そのクレディビリティの低さを意味するからである。米国の NRC が公開している文書でも、そのようなものはまず見かけない。（個人的責任遂行能力というのは）自分の過失が自分の損失として降りかかってきても仕方がないという意味の「自己責任」とはまったく異なり、自分の過失が原因で社会に迷惑をかけたときには社会に対してその償いをしなければならないという意味であり、それだけの覚悟をもって自分の業務を遂行しなければならないという意味でもある。」</p> <p>4. 新たな考え方 3. 透明性、予見性の確保 15 ページ</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>「組織内外、被規制者との間で十分なコミュニケーション」とあるのは、市民とのコミュニケーションを含むのか？ 「積極的な情報公開と幅広い意見交換」というのは、市民との間の行為を指すのか？参考アメリカのNRCの現状を記せば、立ち入り検査の報告書を事業者宛に作成し、それをそっくりインターネット上に公開している。たとえば、2016年4月15日にブランズフェリー原発1,2,3号機で行った立ち入り検査の結果を、5月25日付で事業者へ送付し、その報告書（カバーレターを含み）12ページをそっくり公開している。もちろん、関係者全員の氏名（電力会社6名、NRC5名）も含めて、白抜き、黒塗りは一切ない。</p>
13	<p>4. 詳細を定めるべき事項 4. 制度運用 21ページ、5. 組織、体制 22ページ 検査部門は、規制部門と分けて、独立に意思決定し、技術系職員が検査書類を公表し、説明する権限を持つように改めるべきである。 理由：現在規制部門の管理職と国会議員会館内で交渉すると、上級職の文科系公務員が窓口として現れ、事実を正しく説明しないで曖昧に済まそうとする。そして、この人たちは2年程度で他の部署に転勤していく。つまり、上級職公務員の本務は、市民に事実を伝えるのが本務ではなくて、原発推進政策のために事実を伏せることを目的としているとしか思えない。しかも、この人たちは、技術的基礎知識が不十分であるから、結果が嘘であっても、主観的には嘘を意図していないと言い逃れできる（かつてのスポークスマンを務めた西山英彦氏を想起されたい）。技術部門や検査部門の説明に、文科系の人物を充てること自体が市民と正直に向き合わないという姿勢を示している。</p> <p>4. 詳細を定めるべき事項 5. (1) 組織、体制 22ページ 現場の検査官を大幅に増やし、その権限を大きくし、現場への自由アクセス、エスコートなしの立ち入り、修正・再検査の命令権限を大幅に拡充して、納得のいく仕事環境を与えるべきである。</p> <p>4. 詳細を定めるべき事項 5. (1) 組織、体制（つづき）22ページ トラブル原因究明に対する規制庁検査官の関与を業務に加え、被ばく環境での業務が増えることに伴う人員の拡充を大幅に行うべきである。 理由：電力会社が発表する原因究明結果に対して、規制庁職員が立ち会って、その信ぴょう性を裏付け無ければ、信頼性に疑問が残る。 一例として次のような問題が最近発生した。 伊方3号機の始動試験において、1次系冷却水循環ポンプのメカニカルシールからの漏れが発生し、その原因調査結果が発表された。格納容器の耐圧検査の際に比較的大きな外圧がかかってメカニカルシールに付属したO-Ringが偏移し、そのことによって始動回転時にメカシール本体を傾かせてしまったと説明された。しかし、圧力が軸対象にかかる場所で円環状のO-Ringが傾くことには疑念が残る。</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>それに対して、原子力規制庁の検査員の見解が発表されていないで、電力会社の報告書が発表されているだけである。1次系冷却水漏えいの可能性を秘める重大なトラブルであるにもかかわらず、原子力規制庁の検査官が詳細な検査をして納得いく説明をしなければ、市民は安心することができない。</p>
14	<p>● I R R Sの主要な勧告は、「効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した」規制を行えるよう、その手段である制度・法律の見直しを行うべきという趣旨と解される。</p> <p>検査制度の見直しにおいては、リスクインフォームド、パフォーマンスベースの考え方を取り入れ、原子炉施設の安全性を監視・評価する制度を、これまでの検査制度に替わるものとして新設することは、実態的な安全性の重要度に応じて発電所の規制や運営が行われることにつながり、原子炉施設の安全性を高めていくものとする。</p> <p>● 今回のパブリックコメント募集にあたっての参照資料とされているスライド「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）の概要」のうち、7Pの「4. 検査制度の見直しの基本的考え方」のスライド（以下「本スライド」という）は、検査制度の見直しに関する検討チーム会合における委員からの指摘を踏まえた対応として、「基本的な規制の運用の考え方としてしっかりと位置付け、ステートメントのような形で入れておくことが重要」との認識のもと、取りまとめられたものであり、今回の制度見直し、及び規制当局と電気事業者の役割の考え方を端的にまとめた重要な位置づけの資料である。ついては、I R R Sの勧告に整合するよう制度見直しの詳細検討が行われることを明確にするために、以下の2点について確認したい。</p> <p>確認①</p> <p>「本スライド」は、報告書「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ」の中に取り込んでおくべきと考える。例えば、「IV. 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方」の章の末尾に、「本スライド」を図として添付する等。</p> <p>確認②</p> <p>「本スライド」の「リスク情報の活用、保安活動の実績の反映を基礎としていくものとする。」との記述にも使われ、報告書の中でも多く使われている「リスク情報の活用」「保安活動の実績の反映」との表現の意味は、I R R Sの勧告にいうところの「リスク情報を活用 (Risk informed)」「パフォーマンスベース (Performance based)」と原意において同じ意味と理解して良いか。</p> <p>これらの概念は、端的な日本語の用語がないが、その原意においてI R R Sで言う意味と等価の意味で用いることは、適確な制度設計や国際的なコミュニケーションにおいて必要な条件と考える。</p> <p>また、これまでなじみの薄い概念であるため、これらの意味をあいまいなままにしておくと、米国原子力規制委員会（NRC）が原子炉監督プロセス（ROP）を導入する以前（SALP制度）に見られた混乱や問題点（「パフォーマンスベース」でない検査、「検査官の主観による恣意的」な検査等）を繰り返してしまい、今般の検査制度の見直しの主旨から乖離した制度運用につながってしまう可能性もある。的確にI R R S勧告に整合した制</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>度運用が定着するためには用語の使い方などにも意を尽くすべきと考える。</p> <p>●新たな検査制度の制度設計の参考とし雛形となるNRCのROPは多数の要素からなる大きなプロセスである。1990年代から続く一貫した規制理念（リスクインフォームド、パフォーマンスベースなど）の下で、2000年初頭から10数年をかけて開発・改善してきたものである。従って、今回の制度見直しにあたっては一貫した規制理念の下で段階的に導入し、継続的に改善していくことが肝要である。また、今後の具体的な運用の検討に際し、NRCのROPの整備の経過・経験から成功要因を学ぶことも重要と考える。</p>
15	<p>今回の見直しにあたっては、規制者と事業者が共通認識の下に進めることが重要であることから用語集が作成されているが、「～等」の表現についてもどのような範囲を示すのか定義しておく必要があると考える。</p> <p>P16 1. (1)の「プロセス等」の「等」についても具体的に記載したほうが共通認識をもって今後検討が進められると考える。</p>
16	<p>P17 2. に記載の「許可・指定申請書の記載事項として明確に位置づける」について、P20以降の新たな制度の運用に向けて詳細を定める事項として記載してはどうか。例えば、設置変更許可書に品質保証計画書を添付することになるのか、また、添付する場合は設置許可審査事項となるのかなどについても検討が必要と考える。</p>
17	<p>今回の見直しにあたっては、規制者と事業者が共通認識の下に進めることが重要であることから、IRRSの指摘を明確に記載すべきと考える。例えば、P13「IV 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方」の第1パラグラフの最後、または、P17「2. 新たな監視・評価の仕組み」の導入の先頭に、「効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行う必要がある」という主旨を追記することで、今後共通認識をもって検討が進められると考える。</p>
18	<p>研究開発段階炉、試験研究炉、再処理施設、使用施設、加工施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設について、運用に向けて詳細を定める事項が施設によって異なると考える。そのため、P20「IV 新たな制度の運用に向けて…」の項目において、「規制区分や施設の状態に応じた検査制度の検討」を追記することで、より明確になると考える。</p>
19	<p>新たな制度の運用に向けて詳細を定める事項としてP20以降に記載されているが、以下についても検討が必要と考える。</p> <p>新たな検査制度における検査官の役割として、これまでのチェックリスト方式の検査では無く、リスク情報による安全への影響評価の判断が求められ、従来以上にその役割が重要となる。また、施設の構造、性能、保安の知識経験だけでなく、リスク、安全評価、健全性評価、放射線管理に関する総合的な知識と実務経験が必要と考える。</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>よって、具体的な資格、教育、訓練、評価を規制委員会規則に定め、その趣旨を法律に記載し、原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の検査官としての要件、検査官の実施すべき役割、実務経験、公的資格、教育実績を明確化することで、検査官の力量が確実に維持されると考える。</p>
20	<p>新たな制度の運用に向けて詳細を定める事項として P20 以降に記載されているが、以下についても検討が必要と考える。</p> <p>機器据付後から長期にわたり建設段階にある施設について、その間、運転状態を含む性能試験、燃料交換、設備保全を行う施設が存在する。運転段階においては、定期事業者検査や施設定期検査によって定期的に技術基準に適合していることが確認されるが、建設段階では、使用前検査のみである。このように建設段階が長期にわたる場合における、定期的な技術基準適合の確認方法と時期、監視・評価の仕組みについて検討し、法律において明確にしてはどうか。</p>
21	<p>米国の ROP は発電用原子炉施設を対象としており、研究開発段階炉、試験研究炉、再処理施設、使用施設、加工施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設については、規制区分や施設の状態に応じた手法（パフォーマンスベース）の検討が必要と考える。中間取りまとめの内容は、発電用原子炉を対象とした項目が多く、これ以外の施設の検査制度については、事業者としても制度設計、ガイドの整備、試運用等に協力していきたいことから、規制庁における当該原子力施設における検討状況等、意見交換を実施したい。</p>
22	<p>P19 4. 行政上の措置の整備について、核燃料物質等の使用者に対して保安上必要な措置の命令を設けることとしているが、使用施設における当該措置命令の対象は、法第 57 条第 1 項等に適合していない場合として、法第 53 条第 2 号に適合していない場合は措置命令の対象外とすべきと考える。</p> <p>法第 53 条第 2 号を措置命令の対象とすることは新規基準への適合を求めることであり、法令上、使用施設については新規基準のバックフィットを求めていることと相いれない。</p>
23	<p>規制機関が直接基準適合性を確認していた検査などを、事業者にさせるのでは、きちんと確認ができているか保証がありません。</p>
24	<p>「検査制度見直しに関する中間取りまとめ（案）」に対する意見</p> <p>今般「検査制度見直しに関する検討チーム」においては、IAEA の総合規制評価サービス（IRRS）から受けた勧告を踏まえ、機動性と実行性の高い規制を実現するため、制度見直しの方向性について議論されたものと認識しております。</p> <p>新たな検査制度は規制体系の大きな変更を伴いますが、事業者がプラントの安全性向上を追求する中で、原子力発電事業を安定的かつ継続的に推進していける環境となることが原子力メーカーとしても望ましいと考えております。</p> <p>事業者が発電所を効率的に運用しながら、より高い安全性を合理的に追求できるインセンティブを与えるような環境整備が、事業者における自主的</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>安全性向上活動に寄与する制度となると考え、ここに意見として提出致します。</p> <p>○意見（その1）</p> <p>1. 該当箇所 (13P～15P)：4章. 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方 (20P～21P)：6章. 新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項</p> <p>2. 内容 既に検討チームにおいて議論されているところではありますが、今後の制度の詳細検討等においては、後述の「3. 理由」に記載の留意点・懸念点を解消するために、少なくとも次のような対応が特に重要と考えます。</p> <p>(1)パイロットプログラムでの十分な試運用。 (2)リスク情報活用／パフォーマンスデータベースの準備状況に応じた段階的な導入。 (3)運用時の透明性／予見性確保の観点から、規制機関と事業者間のコミュニケーションの充実。 (4)検査の判断プロセス／基準・運用マニュアルの整備とともに、現場検査官の力量の維持・向上に努めることで、安全規制の統合性を高め、恣意的判断が排除されること。 (5)今回の検査制度見直しが、より高い安全確保の水準を目指した活動であることの国民理解促進を図ること。</p> <p>3. 理由 (1)米国ではTMI事故以降、規制強化により規制項目が膨大となり、発電所において安全上重要な事項に十分な注意を払えない状況に至った時期がありました。米国ではこの状況の改善のため、規制改革によりリスク情報を活用したパフォーマンスベースの原子炉監視プロセス（ROP）を導入し事業者は合理的に安全性向上を初めとしたパフォーマンス向上に努めることが可能となりました。 (2)一方、米国ROPは制度導入以前の制度設計見直しの歴史を含め、現状の運用に至るまで多くの時間をかけ改善してきました。今回の検査制度見直しの検討においても、米国における制度見直し・改善の歴史から得られる留意点・懸念点を把握し、国内運用の際に以下のような点を考慮した検討をしておくことが重要であると考えます。</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>a. リスクを確率で議論する文化が浸透していない日本において、リスク情報を活用した監視・評価プロセスに対する国民理解のための取り組み。</p> <p>b. ROP概念を規制機関と事業者の双方で十分把握し、理解の共有ができていなければ、監視・評価作業が膨大になり、安全性向上活動に支障をきたす可能性があること。</p> <p>○意見（その2）</p> <p>1. 該当箇所（21P）6章. 3項 行政上の措置の効果的な適用に関する事項</p> <p>2. 内容 米国での成功事例を踏まえ、米国と同様に優秀なプラントの効率的運用につながる仕組みを導入し、事業者の自主的な安全性向上への取り組みを促進する制度設計とすることが重要と考えます。</p> <p>3. 理由 該当箇所「事業者が自ら発見し是正している場合は規制による事後の監視の程度を低減するなど、主体的、継続的に安全性向上に取り組むことを促すものとする等について考慮する」と記載され、既に検討対象となっていますが、例えば、将来的に運転期間中にも保全（オンラインメンテナンス）の実施が可能のように配慮することにより、事業者の積極的な安全性向上への取り組みを促進できると考えます。</p> <p>以上</p>
25	<p>○該当箇所新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方 P13～15</p> <p>○意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査制度が見直されることによって、制度運用の実務を担う現場第一線の労働環境に悪影響が生じることのないよう十分留意されるとともに、放射線下労働の被ばく低減をはじめ、働く者の労働安全衛生が確保されることが大前提でなければならない。 ・ 規制機関と事業者の責任体系の明確化、リスクインフォームドとパフォーマンスベースの考え方を取り入れた新たな監視・評価の仕組みの導入など、検査制度の見直しにあたっては、原子力施設の安全確保に一義的責任を担う事業者とそこで働く者の主体的かつ継続的な安全性向上に向けた取り組みが

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>より一層促され、わが国の原子力安全の更なる向上に寄与するものでなければならない。</p> <p>○理由 上述のとおり</p> <p>○該当箇所新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方 P13～15 法律により構築すべき新たな枠組み P16～19</p> <p>○意見 規制機関は、原子力規制に対する国民の理解と信頼を得る観点から、検査制度の見直しに係る基本的な考え方や規制機関が実施する行為とその結果を踏まえた行政上の措置等について、立地自治体や立地地域の皆様をはじめとした国民各層に対し、十分かつ丁寧な説明を尽くすべきである。</p> <p>○理由 上述のとおり</p> <p>○該当箇所 新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項 P20～22 今後のスケジュール P23, 24</p> <p>○意見 原子炉等規制法の大きな改正が見込まれるように、大幅な制度変更を伴う新たな検査制度への移行にあたっては、制度運用の実務を担う現場において過度な負担や混乱が生じないよう、規制要求や規制手続き等の今後の詳細設計に万全を期すとともに、パイロットプラントでの試運用を含めた十分な準備期間を設けるべきである。 また、今後の運用ガイド等の策定にあたっては、現場労働者の視点も考慮し、パイロットプラントでの試運用及び検査判定等に対する納得感が得られるよう、丁寧な説明、用語の使い方一つをとっても誤解の生じない表現にすることにより、原子力施設の職場に新制度の考え方が浸透するように十分配慮すべきである。</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>○理由 上述のとおり</p> <p>○該当箇所 新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項 2. 監視・評価の体系に関する事項 P20, 21 3. 行政上の措置の効果的な適用に関する事項 P21</p> <p>○意見 新制度の下では、規制機関は事業者が行う各種検査結果や保安活動全般に対する監視・評価を行い、その結果については、安全上のリスク重要度に応じて判定する仕組み（重要度決定プロセス：SDP）により、パフォーマンスの視点で重要度の判断がなされるものと考えているが、新たな監視・評価の仕組みでは、従前よりも検査官の法的権限が強くなることから、仮に検査官の主観的あるいは恣意的な判断がなされると、現場の混乱やモチベーションの低下につながり、かえって原子力安全が低下するおそれがある。 監視・評価の仕組みの詳細設計にあたっては、運用プロセスや判断基準等についての妥当性と一貫性を確保するため、事業者との相互の信頼関係の下、緊密かつ継続的なコミュニケーションを充実させ、文書化・体系化により明確化を図るとともに、それらを公開し、規制機関と事業者間の共通認識の醸成に努めるべきである。</p> <p>○理由 上述のとおり</p> <p>○該当箇所 新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項 4. 実効ある制度運用に関する事項 P21</p> <p>○意見</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>効果的かつ実効的に原子力の安全性向上に資する仕組みとしていくため、準備段階からの事業者及び原子力施設の現場との継続的なコミュニケーションやパイロットプラントでの試運用を通じて、その効果を適切に評価・分析し、不断の検証を行いながら現場実態に即した継続的な改善に取り組むべきである。</p> <p>○理由 上述のとおり</p> <p>○該当箇所新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項 5. その他、原子力規制委員会／規制庁において準備を進めることが必要な事項 P22 今後のスケジュール P23</p> <p>○意見 IRRS ミッション報告書においては、検査官の検査、関連する評価、意思決定に係る能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練を改善すべきと指摘されている。 包括的な監視・評価の仕組みの中で、検査官が安全上のリスク重要度に応じて本質を捉えた問題点を発掘するためには、検査官の力量向上は必須である。 検査官に対しては、原子力の高度な専門性と多くの現場経験が必要とされるとともに、高い倫理観と使命感、科学的、技術的、合理的判断に基づいた識見が要求されることから、現在検討されている検査官の育成に係る教育・訓練機関の整備や教育プログラムについては、このような観点で見直しを進めるべきである。</p> <p>○理由 上述のとおり</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁の脚注の「条項」： 後段の記載において、法律、政令、規則等のどの条項を指しているのかについての記載が漏れてるものが多数見受けられるので追記が必要です。（例えば図 2 では法令名が明示されているが他の箇所では記載が漏れている） ・ 3 頁のローマ数字 2 の 2. の「1997 年」等： 1 頁等の記載と同様に、元号で記載（または元号を併記）したほうが時系列の理解が容易になると思います。

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図2、図3、図4、図6の条名の番号は本文、図1と同様に算用数字で記載したほうが見やすいです。（参考資料2-1、参考資料2-2についても同様） ・ 5頁の図2の「炉規法」： 定義された略語で「原子炉等規制法」と記載すべきところです。 ・ 5頁の図2の「核燃料施設等」： 26頁の用語集での定義と施設名の一部が整合していません。 ・ 5頁の図3、6頁の図4の「NRA」とは何を指しているのですか？ ・ 6頁の図4の「溶接方法認可（十六条）」は「溶接方法認可（第十六条）」と修正すべきです。 ・ 7頁の図7の「保安調査」： 定義、説明の記載が漏れています。 ・ 7頁の図7の「約3ヵ月」と「13か月」は「カ」と「か」についての記載の統一が必要です。 ・ 9頁の2.（1）の5行目「抜打ち的」と15頁の最終行「抜き打ち的」は記載の統一が必要です。 ・ 15頁の4行目の「被規制者」と「事業者」の文言の違いは何を意味しているのですか？ ・ 23頁の最下行から上に1行目、24頁の2行目「NRC」： 用語集での記載に倣って「米国NRC」のほうが理解しやすいと思います。 ・ 参考資料1-4の記載箇所の一部に下線を引いたのは何を意味しているのですか？ ・ 参考資料1-5の下線は必要ないのでは？（欄中の記載の全てに引かれているので） ・ 参考資料1-5のクレジットの「課題への対応」については表中に該当する記載が漏れているのでは？（「課題」についての記載欄はありますが）
27	<p>2016年2月29日、その3日前の26日に原子炉を起動したばかりの関西電力高浜原子力発電所4号機が緊急停止した。変圧器の保護機器が原因と伝えられた。同機は今回の原子炉起動の前の20日に一次冷却水の漏洩も起こしている。点検、検査を終えたばかりのはずの原発でこのような事故が起こることに不信と疑念を抱かざるを得ない。この関電高浜原発4号機の事例は本件取りまとめ案において、どの課題に当たり、また、このような事故が起こらないようにするために監視・評価をどのように改めようと考えたのか具体的に説明するよう求める。</p>
28	<p>「IV. 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方」</p> <p>p. 14「その際、実施主体を規制機関から事業者に移行する検査については、事業者の活動状況の透明性を確保するとともに、適切に行われなかった場合には是正措置を命ずることや状況に応じて罰則を手当てすること等について体系を構築する必要がある。」について。</p> <p>検査官が事業者が行った検査が妥当か否か判断するためには、検査官自身が検査を行う能力を有する必要がある。先般、前原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏が関西電力大飯原子力発電所の基準地震動について、現在使用されている入倉・三宅式では過小評価となる恐れがあることから、武村式での再計算を原子力規制委員会に求めたが、規制庁職員はもともと審査において、関西電力の基準地震動の計算過程を把握しておらず、計算を再現</p>

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見一覧

意見番号	意見の概要
	<p>できないことが判明した。自らその計算が妥当かどうか計算もせずに事業者の基準地震動を容認していたのであり、原子力規制に一層の不信と疑念を抱かざるを得ない。検査においても、検査官が事業者の実施した検査過程を十分に検証する能力の確保及び検査官によるダブルチェックの検査があつて初めて、原子力規制への信頼を担保できるものとする。</p> <p>また、過去には東京電力が、検査技術者にトラブルの隠蔽を指示するなど組織的に検査におけるトラブル隠しを行っており、また、その内部告発を受けた旧通産省は、告発者の氏名を東京電力に知らせたため、証拠保全に支障をきたすといった事件が起きている。このような事件を二度と起こさないため、事業者側、規制側、双方への罰則の強化を強く求める。事業者に対しては、トラブル隠し等の不正があった場合、許可の取り消しも可能とする厳しいものとする。その場合、廃棄物処理法における許可の取り消しのよう、取り消し処分があった場合、5年間は許可の申請ができないようにすること。</p>
29	<p>p. 18 「V. 法律により構築すべき新たな枠組み 4. 行政上の措置の整備」</p> <p>検査官の能力向上・維持、独立・公平性の担保、検査結果の公表及びパブリックコメント実施について確実に制度的な保障を行うよう強く求める。</p>